

## 議案第45号

### かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針を策定することについて議決を求める 件

かごしま食と農の県民条例第21条第1項の規定により次のとおりかごしま食と農の県民条例に基づく基本方針を策定することについて、同条第3項の規定に基づき、議決を求める。

令和8年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

### かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針

#### 第1 本県の食、農業及び農村をめぐる現状と課題

##### 1 本県の農業及び農村が果たす役割

本県の農業は、地域経済を支える基幹産業であり、農業及び農村は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。

また、南北約600キロメートルにわたる県土の中で、温暖な気候や広大な畑地などを生かした多様な農畜産物が生産されており、本県は、我が国における食料供給基地として重要な役割を担っています。

##### 2 食、農業及び農村をめぐる現状と課題

食、農業及び農村をめぐる現状は、国内外の複雑な要因によって大きく変化しています。国内では、農業経営体数の減少、慢性的な労働力不足及び人口減少に伴う市場の縮小が進行しています。特に農村においては、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進行しており、地域の共同活動の停滞等が懸念されています。

一方、国際的には、人口増加に伴う食料需要の拡大のほか、保護主義の台頭や貿易紛争の発生、さらに燃料や肥料、配合飼料などの農業資材価格の高騰が見られます。

また、気候変動等の影響により、農作物の収量や品質の低下が懸念されるほか、植物の病害虫や家畜の伝染性疾病が侵入・まん延するリスクも高まっています。

国においては、食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展などを図るため、令和6年5月に食料・農業・農村基本法を改正しました。さらに、令和7年4月には、改正後の食料・農業・農村基本法（以下「改正基本法」という。）に掲げた理念の実現に向け、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、食料・農業・農村基本計画の策定を行ったところです。

本県としては、国の施策と足並みを揃えた取組を進めるため、改正基本法の内容を踏まえ、令和7年3月に「かごしま食と農の県民条例」を改正しました。

本県の農業を更に発展させるためには、農家所得を向上させる「稼ぐ力」を引き出す必要があります。このため、農業を支える担い手の確保及び育成を図りつつ、農畜産物の販売量の増加や販売単価の向上、生産コストの低減を図ることが重要です。

また、県民が健全な食生活を実現し、快適で魅力ある農村の維持・発展や農業生産活動の継続を図るためには、県民の食、農業及び農村に対する理解を深めることも併せて重要

です。

## 第2 本県の食、農業及び農村の振興に関し総合的かつ計画的に推進する施策

### 1 県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策

本県の農業及び農村が持続的に発展していくためには、県民が、本県農業の特徴や農業及び農村の有する多面的機能、各般の農業及び農村施策に加え、農畜産物の持続的な供給の重要性などへの理解を深めていく必要があります。

#### 施策の基本方向

- 県ホームページやSNS、県政広報番組、県広報誌をはじめとする各種広報媒体を積極的に活用するとともに、県政出前セミナー、各種イベント等、あらゆる機会を通じて、県民に対する継続的な情報発信の強化を図ります。
- 関係機関・団体と連携し、地域資源の発掘や情報発信を行うとともに、グリーン・ツーリズム等の受入体制の充実を図り、都市と農村との交流を促進します。
- 小・中学生に対し、農業及び農村に関する学習機会を提供します。
- 農畜産物の合理的な価格の形成に関して、農業者や食品関連事業者、消費者などの理解を促進します。

### 2 食育及び地産地消に関する施策

県民が、本県ならではの新鮮で安心・安全な農畜産物を活用した健全な食生活を実現するためには、生涯にわたるそれぞれの世代に応じた食育や、地産地消の取組の拡大により、食や農業への県民の理解を醸成し、行動変容を促す必要があります。

#### 施策の基本方向

- 県や関係機関・団体等における食育推進体制の更なる充実や、食育の推進を担う人材の育成を図り、幅広い世代の健全な食生活の実現に向けた食育活動を推進します。
- 学校給食での地場産物等の活用を促進し、また、県内の飲食店やホテル、病院、福祉施設などとの連携を通じて、県内産農畜産物の利用拡大を図ることにより、地産地消を推進します。
- 生産者組織並びに地元量販店及び農産物直売所との連携を促進するとともに、県内産農畜産物の安定的かつ円滑な県内流通を可能にする体制づくりを推進します。

### 3 安全で安心な農畜産物の安定供給及び農業資材の確保に関する施策

県民の健康の保護と食品等に対する県民の信頼を確保するには、生産・製造過程における管理・指導により、食品の安全性を確保するとともに、リスクコミュニケーションにより、食の安全に関する情報の共有化を図る必要があります。

また、肥料や飼料等の農業資材の原料のほとんどを海外からの輸入に依存している状況にあることから、これらの資材を安定的に確保していくためには、地域資源の活用等を推進する必要があります。

#### 施策の基本方向

- 食品表示制度の遵守の必要性の啓発や、監視指導の実施により、食品表示の適正化を促進します。
- グローバルGAPやかごしまの農林水産物認証制度などの認証取得支援や技術指導に取り組むとともに、実需者等にこれらの制度への理解を促進します。
- HACCPに沿った衛生管理や工程管理の導入などの取組を促進します。
- 農業資材、動物用医薬品等の適切な管理・使用に係る監視指導の強化を図ります。
- 農業者や食品関連事業者の安全性向上についての取組を情報発信することなどにより、消費者の理解醸成を図ります。
- 本県で発生する家畜排せつ物をはじめとする産業副産物など、農業生産に有用な地域資源の堆肥化を進め、その利用を促進します。
- 自給飼料の増産を図るため、草地等の飼料生産基盤の確保・強化や水田等を活用した粗飼料の生産・利用拡大に向けた取組を促進します。

#### 4 環境への負荷の低減に関する施策

農業が持つ自然循環機能を維持・増進させ、農業による環境への負荷の低減を図るためには、環境との調和に配慮した農業生産活動の取組を促進する必要があります。

施策の基本方向
○ 耕畜連携の推進等により、家畜排せつ物の適正処理及び有効利用を促進し、良質堆肥の施用による健全な土づくりを推進します。
○ 国内資源に由来した肥料の普及や総合防除（IPM）等の技術の確立・普及により、化学肥料及び化学農薬の使用量の低減に努めます。
○ 有機農業への転換の推進や指導員の育成等を図るとともに、地域ぐるみでの有機農業の取組を促進します。
○ 環境と調和のとれた持続可能な食料生産と消費の実現のため、生産現場の取組等に関する消費者への理解促進を図ります。

#### 5 担い手の確保及び育成に関する施策

農業の担い手の確保及び育成のためには、普及指導活動等を通じて、新たに就農しようとする者の技術・経営方法の習得や、認定農業者など意欲のある農業者の経営発展、女性が意欲と能力を充分発揮できる環境や高齢者が活動しやすい環境の整備、集落を基礎とした農業者組織の活動等を促進する必要があります。

施策の基本方向
○ 県内外における就農相談、農業高等学校及び農業大学校での実践教育・研修の充実、市町村農業公社等と連携した就農支援の体制づくり、円滑な第三者継承のための仕組みづくりなど、就農促進に向けた取組を一体的に推進します。
○ 認定新規就農者等に対し、認定農業者への円滑な移行が図られるよう、現地就農トレーナー等と連携して経営・技術・生活面の支援を実施します。
○ 認定農業者などの担い手に対し、経営規模の拡大、生産コストの低減等を図るた

め、技術・経営の改善，家族経営協定の締結を推進します。また，税理士等の専門家と連携した，法人化や経営継承，労働環境の整備等の取組を推進します。

- 戦略的な経営を実践する企業的な農業法人を育成し，農業経営に関心のある企業の参入を促進するなど，地域農業の状況に応じた多様な形態の担い手の確保に努めます。
- 地域農業の方針決定過程等への女性の参画を推進し，意欲ある女性が農業経営や地域づくりに積極的に参画できる環境づくりに取り組みます。
- 地域農業を担うリーダーとして，高度な農業技術や経営管理能力を有する女性農業者を育成します。
- 高齢農業者の有する知識や技能，経験を生かした生産，加工，販売等の活動を支援し，高齢者の生産活動や地域づくりへの参画を促進します。
- 高齢農業者等の農作業事故を未然に防ぐ地域ぐるみの取組など，農作業安全対策を推進します。
- 関係機関・団体と連携し，地域の農業者の集落営農への参加促進や農作業受託組織による効率的な受委託の仕組みの構築により，集落営農等の法人化を促進します。
- 集落営農の維持・発展に向け，人材の確保・育成等の取組を促進します。

#### 6 農業経営の支援を行う者の確保に関する施策

労働力不足が深刻化するなか，農業の持続的な発展を図るためには，地域農業を支える多様な人材や農業支援サービス事業体を確保・育成する必要があります。

##### 施策の基本方向

- 県内外における就業相談や，農業法人と就業希望者とのマッチングなど，農業への就業促進に向けた取組を一体的に推進します。
- 労働力確保に係る相談活動や新たな求人手法の普及促進，外国人材の円滑な受入れの促進など，多様な人材の確保・定着に向けた取組を推進します。
- 作業受託を行う農業支援サービス事業体の新規立ち上げや事業拡大を促進するとともに，人材派遣を行う企業等と連携した取組を推進します。

#### 7 農地の有効利用及び確保に関する施策

農業生産に必要な農地の有効利用及び確保を図るためには，農業の担い手に対する農地の利用の集積及び集約化や，農地の適正かつ効率的な利用，農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保，荒廃農地の発生防止及び解消を促進する必要があります。

##### 施策の基本方向

- 農地中間管理事業などを活用し，農業の担い手への農地の集積・集約化の取組を加速します。
- 農地転用に係る手続の適切な運用を図ることにより，農地の適正かつ効率的な利用の取組を推進します。
- 農業振興地域制度の適切な運用を図ることにより，農用地等として利用すべき土

地の区域における優良農地の確保を推進します。

- 日本型直接支払制度による農地の保全活動の支援や農地中間管理事業による農地の集積・集約化の促進などを通じて荒廃農地の発生防止・解消を推進します。

#### 8 農業生産の基盤の整備及び保全に関する施策

農業の担い手の確保及び育成並びに農業の生産性向上を図るには、良好な営農条件を備えた農地や農業用水を確保しつつ、農業生産活動が継続的に行われるための基盤を整備する必要があります。また、農業水利施設等の長寿命化やライフサイクルコストの低減等のため、施設を戦略的に保全管理する必要があります。

##### 施策の基本方向

- けい畔除去等の簡易整備を含む農地の大区画化や、スマート農業に対応した管理作業の省力化に資する基盤整備等を推進します。また、排水改良等による水田の汎用化や、畑地かんがい施設の整備等による畑地の高機能化を推進します。
- 農業水利施設等の適期更新、維持管理の効率化・高度化等により、施設の機能を持続的に保全するための取組を推進します。
- 地域の関係者が連携して農業水利施設等の保全に取り組むための体制づくりを推進します。

#### 9 生産振興、販売、流通等に関する施策

##### (1) 需要に応じた収益性の高い農畜産物に係る情報の把握等に関する施策

本県の農業について、マーケットインの発想による高い付加価値の創出や販路拡大を促進するため、大消費地の市場動向等の情報を迅速かつ的確に産地へ伝え、農業生産等に反映させる必要があります。

##### 施策の基本方向

- 大消費地等において、農畜産物の需要動向、競合産地の農畜産物の生産・流通情報、県内産農畜産物に対する評価等の情報の収集を行うとともに、これらの情報を産地へ迅速かつ的確に提供し、さらには、これらの情報に対応した農業生産の促進に努めます。

##### (2) かごしまブランドの確立及び産地の育成に関する施策

産地間競争を勝ち抜くためには、県内産農畜産物を他地域産農畜産物と差別化し、ブランド化を図ることで競争優位性を獲得することが必要です。

##### 施策の基本方向

- 安心・安全で品質の良い県内産農畜産物を計画的・安定的に供給できる産地づくりと、県内産農畜産物のイメージアップによる販路拡大を一体的に進め、県内産農畜産物の「安心・安全」及び「定時・定量・定質」というかごしまブランド製品の価値の維持・向上に取り組みます。

##### (3) 農畜産物の生産振興に関する施策

県内産農畜産物の生産振興を図るためには、南北約600キロメートルにわたる県土の

中で、温暖な気候や広大な畑地などを生かしながら、競争力のある銘柄産地の育成を図る必要があります。

施策の基本方向

- 意欲ある農業者の農業経営の安定化を図るため、米や甘味資源作物、茶、園芸作物、畜産物などが再生産可能となる生産体制の強化を促進します。
- 飼料作物や野菜、麦等の生産拡大など水田フル活用の取組や、畑地かんがいを利用した収益性の高い品目の作付拡大を推進します。
- 生産基盤の強化を図るため、老朽化した共同利用施設（集出荷施設、農産物処理加工施設、食肉処理施設、食鳥処理施設等）の再編集約・合理化の取組を促進します。

(4) 加工原料用農畜産物の安定供給体制の確立及び需要に対応した加工食品の開発等に関する施策

県内産農畜産物の付加価値を高め、農村の所得の向上を図るためには、県内産農畜産物を活用した高付加価値型の産業を創出することが必要です。

施策の基本方向

- 実需者との契約栽培により農業経営の安定を図るため、加工原料用農畜産物の低コスト生産技術の普及や、加工に適した品種の選定などを行います。
- 農業者が加工・販売等を通じて新たな付加価値を創出する6次産業化の取組を促進します。また、農業者と食品関連事業者の連携を図ることで、原材料の安定調達や、これを契機とした新しいビジネスの展開を促進します。

(5) 県内産農畜産物等の付加価値向上、販路拡大、流通の効率化等に関する施策

県内産農畜産物等の付加価値の向上や販路拡大を図るためには、県内産農畜産物等の有利販売の推進や、国内市場の構造の変化に対応したきめ細かな販売対策による新たな需要の開拓が必要です。また、本県が大消費地から遠いという地理的条件を踏まえ、物流の効率化を図ることが必要です。

施策の基本方向

- 県内外における各種フェアの開催や、知事トップセールス、かごしまの食ウェブサイトを活用した県内産農畜産物等の紹介に加え、黒牛・黒豚の販売指定店や、かごしま茶販売協力店の拡大などを進めることで、県内外の販路拡大につながる継続的な販売促進活動を展開します。
- 県の育成品種や希少性などの強みを有する県内産農畜産物については、「高付加価値産品」として、更なるブランド力向上や販売促進を図ります。
- 地理的表示保護制度の積極的活用等により、県内産農畜産物等の付加価値の更なる向上を目指す取組を促進します。
- パレット化、中継共同物流拠点の整備などを進め、新鮮な農畜産物を迅速に低コストで輸送する体制の確立を促進するとともに、流通貯蔵技術などの研究・実

証を進めます。

(6) 県内産農畜産物等の輸出促進に関する施策

国内市場が縮小傾向にある中、米国やEU、アジア諸国など、海外の需要を積極的に取り込むためには、県内産農畜産物等の輸出を拡大する必要があります。

施策の基本方向

- 「つくる」、「あつめる・はこぶ」、「うる」の三つの視点から、輸出先・品目ごとの食品衛生や動物検疫などの規制、さらには消費者の嗜好といった様々なニーズに対応し、牛肉、お茶、さつまいもなど重点品目の生産体制や販売力の強化に戦略的に取り組み、輸出の拡大を促進します。

(7) 観光産業及び外食産業との連携による県内産農畜産物等の利用促進に関する施策

県内産農畜産物等の一層の利用促進のためには、農業と観光産業及び外食産業との密接な連携を図る必要があります。

施策の基本方向

- 観光産業と連携し、インバウンドの誘客も含めたグリーン・ツーリズム等の取組を通じて、県内産農畜産物等の利用促進を図ります。
- 外食産業との連携により、県内産農畜産物等の更なる利用を促進します。

10 生産性向上に関する施策

(1) 農業生産・加工技術の開発等に関する施策

農業生産性の向上を図るためには、試験研究機関、大学、民間企業等と連携し、気候変動への適応や県内産農畜産物の付加価値の向上、環境への負荷低減、農業生産の低コスト化・省力化などに取り組む必要があります。

施策の基本方向

- 高品質・多収な品種の開発、ブランド力向上のための種雄牛や系統豚の造成など、競争力に優れた品種開発・種畜造成を行います。また、持続可能な農業を進めるための環境負荷の低減に資する技術や、近年の気候変動による品質・収量の低下を防ぐための技術を開発し、それらの成果の普及を図ります。
- 試験研究により得られた成果の知的財産としての権利登録を進め、また、和牛精液や県育成品種などの海外への流出を防止するなど、国内外での知的財産の保護に取り組みます。
- スマート農業技術については、技術開発を進めるとともに、導入モデル産地の育成と他地域への波及を推進するなど、実装化に向けた取組を促進します。
- 県内産農畜産物の機能性の研究や、食品加工・流通貯蔵技術の開発を行い、それらの成果の普及を図ります。

(2) 普及指導活動に関する施策

農業の持続的な発展を図るためには、農業者の高度で多様なニーズに的確に対応した普及指導活動を展開する必要があります。

施策の基本方向

- 関係機関・団体との十分な話し合いと合意の下、適切に役割を分担しながら、地域の目指すべき姿に向かって、中長期的な視点で地域農業全体の収益性の向上につながる普及指導活動を重点的かつ効果的に展開します。

(3) 動植物の防疫体制の充実強化等に関する施策

本県は、地理的・自然的特徴から病害虫が発生・侵入しやすい条件の下にあり、安定的な農業生産を確保するためには、植物の防疫を適切に行う必要があります。また、国内において、高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱が発生するとともに、近隣諸国において、アフリカ豚熱、口蹄疫が継続的に発生しており、本県への侵入リスクが高いと考えられることから、家畜の防疫対策を徹底する必要があります。

施策の基本方向

- 農作物への影響が大きい病害虫については、適時・的確な発生予察情報を提供するとともに、防除対策の推進によりまん延を防止します。
- ミカンコミバエ、セグロウリミバエ、アリモドキゾウムシ等の特殊病害虫については、未発生地における侵入警戒調査及び啓発活動に取り組み、特殊病害虫の侵入を確認した場合には、まん延防止に向けた防除対策に迅速かつ的確に取り組みます。
- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を目的として、引き続き、各農場における消毒や野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るなど、侵入防止対策を強化します。また、関係機関・団体等が地域ぐるみで実施する防疫対策を強化します。

11 農業災害防止等に関する施策

本県はシラスなどの特殊土壌に広く覆われていることに加え、自然災害が頻発していることなどから、安定した農業経営を実現するためには、農業災害の防止及び軽減に向けた適切な対策を講じる必要があります。

施策の基本方向

- ため池、排水施設、海岸保全施設等の整備を進めるとともに、それらの管理者に対する技術的支援や遠隔監視システムの導入促進を図り、一体的な農地・農村の防災・減災対策を推進します。
- 農業災害に関する的確な情報の提供に努め、万一災害が生じた場合、迅速な被害の状況の把握や事後対策が効率的に実施されるよう、災害対策に必要な体制の充実・強化を図ります。
- 被災した農業者の経営を支援するため、農業共済組合等との連携による農業者の農業保険（農業共済及び収入保険）への加入促進を図るとともに、関係機関・団体と連携し、農業制度資金の円滑な融通及び既貸付金の償還条件の緩和に努め、農業

経営のセーフティネット機能を充実させます。

- 桜島等の火山活動に伴う降灰対策については、農作物被害の防止・軽減を図るため、被覆施設、洗浄施設等の整備を促進します。

## 12 農村振興に関する施策

### (1) 農村地域、中山間地域及び離島地域の生産基盤と生活環境の整備に関する施策

人口減少が進む中で、農業生産や生活・経済の基盤である農村の維持を図るためには、農村地域、中山間地域及び離島地域の振興を図る必要があります。

#### 施策の基本方向

- 農村地域と外部の多様な人材や大学、NPO、企業などが連携して取り組む農村づくりを推進するとともに、農村地域の多様な地域資源を生かし、都市と農村の交流を促進する取組や農泊等の付加価値創出を図る取組を推進します。
- 集落機能の維持に向けて、複数の集落の機能を補い、農地保全、地域資源活用などを行う農村型地域運営組織（農村RMO）の形成や農村地域の生活環境整備を推進します。
- 本県の大部分を占める中山間地域は、食料生産を担うとともに、良好な景観の形成等の多面的機能の発揮においても重要な役割を担っていることから、地域特性を生かした複合経営や6次産業化、集落営農の組織化・法人化等の多様な農業経営を推進するとともに、中山間地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を推進します。  
特に、棚田地域については、棚田を支える人材確保につなげるため、都市住民との交流活動等の支援や棚田の魅力発信を行う取組を推進します。
- 離島地域においては、厳しい農業生産条件を克服し、地域の自立的発展が図られるよう、畑地かんがい施設や草地などの生産基盤、農畜産物の生産・流通体制などを整備するとともに、それぞれの島の地理的・自然的特性や地域の創意工夫を生かした農業の展開を促進します。  
また、豊かな自然環境に配慮し、環境と調和した農業に向けた取組や、人と自然が共生する地域づくりを促進します。

### (2) 農地の保全に資する共同活動の促進に関する施策

農業及び農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮され、農業生産活動が継続されるためには、水路や農道の維持・保全などの共同活動等に取り組む、人材の確保や活動組織等の体制強化を図る必要があります。

#### 施策の基本方向

- 多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度に取り組む活動組織等の体制強化を図るため、集落内外の多様な組織・人材の参画を進めるとともに、活動組織の広域化を推進します。

### (3) 農福連携の推進に関する施策

障害者等の就業機会の増大を通じた地域農業の振興のためには、障害者等がその有する能力に応じて農業に関する活動を行うことができる環境を整備する必要があります。

施策の基本方向

- 農業者等への農福連携に対する理解促進や農業参入を志向する福祉施設への技術的支援のほか、専門人材の育成等を推進します。

(4) 鳥獣被害防止対策等に関する施策

地域の農業及び農村の振興を図るためには、農村に深刻な影響を及ぼす、野生鳥獣による農作物被害の軽減対策や、捕獲した鳥獣を食品等として有効利用するジビエ利用の拡大が必要です。

施策の基本方向

- 市町村等と連携しながら、引き続き、「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」の三つの取組を総合的かつ一体的に進めます。
- 集落ぐるみで実施する環境改善活動及び追払い活動、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置及び点検管理、鳥獣被害対策実施隊の体制強化を進めるとともに、わなの見回り負担軽減や捕獲強化に向けたICTを活用したスマート鳥獣害対策を推進します。
- ジビエの認知度向上と消費拡大の取組を推進します。

第3 本県の食、農業及び農村の振興に関する目標

目 標 項 目	令和6年度（基準年）	令和17年度（目標年）
◎農業産出額	5,689億円 (令和6年)	7,000億円 (令和17年)
◎1経営体当たり生産農業所得	706万円 (令和6年)	1,400万円 (令和17年)
◎担い手数	10,557経営体 (令和5年度)	8,500経営体
◎農用地区域内の農地面積	98.1千ヘクタール (令和6年)	95.5千ヘクタール (令和17年)
◎担い手への農地集積率	47.9パーセント	70パーセント
◎食料自給率（カロリーベース）	81パーセント (令和5年度概算値)	90パーセント
◎県内産農畜産物の輸出額	250億円	475億円 (令和12年度)
◎有機農業の取組面積	1,603ヘクタール (令和6年)	2,000ヘクタール (令和13年)

注1 農業産出額：農畜産物の品目ごとの生産量に、品目ごとの農家庭先価格を乗じたもの

2 1経営体当たり生産農業所得：農業生産活動によって生み出された付加価値を農業経

営体数で除したもの

- 3 担い手：認定農業者（法人を含む。）、認定新規就農者、集落営農等の今後の地域農業を担う者
- 4 農用地区域内の農地面積：市町村がおおむね10年を見通して農用地等として利用すべき土地として設定した区域内の農地面積
- 5 担い手への農地集積率：担い手が利用している面積を耕地面積により除したもの
- 6 食料自給率：県民1人が必要とする食料の総供給熱量を県内産の食料でどの程度賄えているかを示す指標
- 7 有機農業の取組面積：化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことなどを基本とした農業に取り組む面積

#### 第4 本県の食、農業及び農村の振興に関する目標年次

この基本方針の期間は令和8年度から令和17年度までとし、目標年次は令和17年度とします。

（提案理由）

かごしま食と農の県民条例の改正に伴い、同条例に基づく基本方針を新たに策定しようとするものである。